

しょうがいしゃ じ ちいきせいかつしえん あ かた かん けんとうかい だい かい  
障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第11回）

し だい  
次 第

1 かいかい  
開会

2 ぎじ  
議事

(1) ほうこくじこう  
報告事項

- へいせい ねん ど ほうちょう じむきょく  
・平成15年度ホームヘルプ予算の執行について（事務局）

(2) サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について

- そうだんしえん ちょうせいとう げんじょう かだい  
・相談支援、ケアマネジメント、サービス調整等の現状と課題

(3) ちほう だんたい  
地方3団体からのヒアリング

- ぜんこくちじかい  
・全国知事会

(4) そのた  
その他

3 へいかい  
閉会

しょうがいしゃ (児) の地域生活支援の在り方に関する検討会 (第11回)

しりょう  
資料

しりょう  
○資料1 へいせい ねんど しょうがいしゃ よさん  
平成15年度の障害者ホームヘルプサービス予算について

しりょう  
○資料2 そうだんしえん かん おも いけんとう  
相談支援、ケアマネジメントに関する主な意見等

しりょう  
○資料3 そうだんしえん たいせい  
相談支援の体制イメージ

しりょう  
○資料4 ぜんこくちじかいしりょう  
全国知事会資料

しりょう  
○資料5 だい かいけんとうかい ぎじがいよう  
第10回検討会の議事概要

さんこうしりょう  
○参考資料1 しょうがいしゃ けんしゅうじぎょう  
「障害者ケアマネジメント研修事業」について

さんこうしりょう  
○参考資料2 こんご とくべつしえんきょういく あ かた さいしゅうほうこく  
今後の特別支援教育の在り方について (最終報告) のポイ

ント

なかにしいんはいふしりょう  
○中西委員配布資料

## 平成15年度の障害者ホームヘルプサービス予算について

## 1 平成15年度の利用実績と予算について

## (1) 利用実績

平成15年4月利用分	53.3億円
平成15年5月利用分	59.9億円

※ 事業費ベース

(注) 6月以降の状況は、現時点で把握している範囲では、6月分の実績が5月分を下回っている自治体がある一方、6月以降も引き続き伸びている自治体もあるなど、サービスの伸び方についても相当の地域的な差が見られる。

## (2) 国における平成15年度予算

278億円(11か月予算)

(12か月ベースで303億円。前年度の交付決定額と比較すると約3割増。)

(注) 14年度予算額(12か月ベース) 265億円

14年度交付決定額(12か月ベース) 237億円

## (3) 平成15年度の予算執行の考え方

- 国としては、事業費の2分の1を補助することができるよう、最大限努力する。
- 国庫補助金の配分は、国庫補助基準額を基に、市町村における利用実績に応じてできるだけ公平に配分する。  
ただし、原則として従前額を確保するものとする。

## 2 ホームヘルプサービスの利用状況比較

### (1) 平成14年度と15年度の利用量比較

	平成14年度	平成15年度	差引増減	伸び率
総費用	39.6億円/月	53.3億円/月	13.7億円/月	+34.6%
総利用時間数	1,603,991時間/月	1,716,649時間/月	112,658時間/月	+7.0%
1時間あたり費用	2,469円/時	3,105円/時	636円/時	+25.8%

(注) 14年度は、国庫補助金の交付決定における数を12月で除した数。15年度は、15年4月分(厚生労働省障害福祉課まとめ)

### (2) 平成13年度と15年度のサービス別利用状況(児童分を除く)

平成13年度実績					平成15年4月実績				
法区分	サービス	利用人数 (実人数)	利用時間数 (一月平均)	一人当たり 利用時間数	法区分	サービス	利用人数 (延人数)	利用時間数	一人当たり利用時間数 (参考)
身体障害者 知的障害者	一般分	30,000	535,000	17.0	身体障害者	身体介護	18,729	380,415	20.3
						家事援助	20,464	279,635	13.7
					知的障害者	身体介護	3,199	43,941	13.7
						家事援助	2,988	38,425	12.9
	視覚障害者等 特有のニーズ をもつ者(うち 移動介護)	16,000	272,000	17.0	身体障害者	移動介護(身体介護伴う)	6,436	148,597	23.1
						移動介護(身体介護伴わない)	12,034	189,372	15.7
					知的障害者	移動介護(身体介護伴う)	2,641	38,380	14.5
						移動介護(身体介護伴わない)	4,371	65,778	15.0
	全身性障害者	9,000	750,000	83.0	身体障害者	日常生活支援	3,441	464,566	135.0
	合計		55,000	1,557,000		合計		74,303	1,649,109

### 3 ホームヘルプサービスの障害種別・サービス類型別の利用状況について(平成15年4月)

	身体障害者					
	計 (単価)	身体介護	家事援助	移動介護 (身体介護を伴う)	移動介護(身体介護を伴わない)	日常生活支援
		4,020 円	1,530 円	4,020 円	1,530 円	2,410 円
支払額(千円)	4,280,249	1,859,616	486,366	670,656	315,296	948,315
割合(%)	(83.0)	(36.1)	( 9.4)	(13.0)	( 6.1)	(18.4)
1人当たり支払額(千円)	70.0	99.3	23.8	104.2	26.2	275.6
1人当たり利用時間数	23.9	20.3	13.7	23.1	15.7	135.0

	知的障害者				
	計 (単価)	身体介護	家事援助	移動介護 (身体介護を伴う)	移動介護(身体介護を伴わない)
		4,020 円	1,530 円	4,020 円	1,530 円
支払額(千円)	562,937	208,368	68,014	192,919	93,636
割合(%)	(10.9)	( 4.0)	( 1.3)	( 3.7)	( 1.8)
1人当たり支払額(千円)	42.6	65.1	22.8	73.0	21.4
1人当たり利用時間数	14.1	13.7	12.9	14.5	15.0

	障害児				
	計 (単価)	身体介護	家事援助	移動介護 (身体介護を伴う)	移動介護(身体介護を伴わない)
		4,020 円	1,530 円	4,020 円	1,530 円
支払額(千円)	313,200	228,674	10,271	64,073	10,182
割合(%)	( 6.1)	( 4.4)	( 0.2)	( 1.2)	( 0.2)
1人当たり支払額(千円)	55.5	69.8	21.6	50.0	16.7
1人当たり利用時間数	12.0	13.1	12.0	10.6	8.9

	合計
支払額(千円)	5,156,386
割合(%)	(100.0)
1人当たり支払額(千円)	64.5
1人当たり利用時間数	21.5

(注)

・支払額：厚生労働省障害福祉課まとめ

・利用者数(延人数)、利用時間数：「居宅生活支援サービスの利用状況調査(仮集計値)」(厚生労働省障害福祉課調べ)より

・時間当たり単価は支援費基準(丙地単価)であり、日常生活支援は1時間以上1時間30分未満、その他は30分以上1時間未満の値

## 相談支援、ケアマネジメントに関する主な意見等

※以下に整理されている項目は、相談支援、ケアマネジメントに関する障害者基本計画及び障害者ケアガイドラインにおける位置づけ、本検討会における意見、今までに団体や自治体からあった意見の主なものを事務的に取りまとめたもの。

### 1. 障害者基本計画及び障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

#### (1) 障害者基本計画における位置づけ

①身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して総合的な運営を図る。

②市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

#### (2) 障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

①障害者の地域生活を支援する観点から、障害者ケアマネジメントを活用した相談支援が重要である。

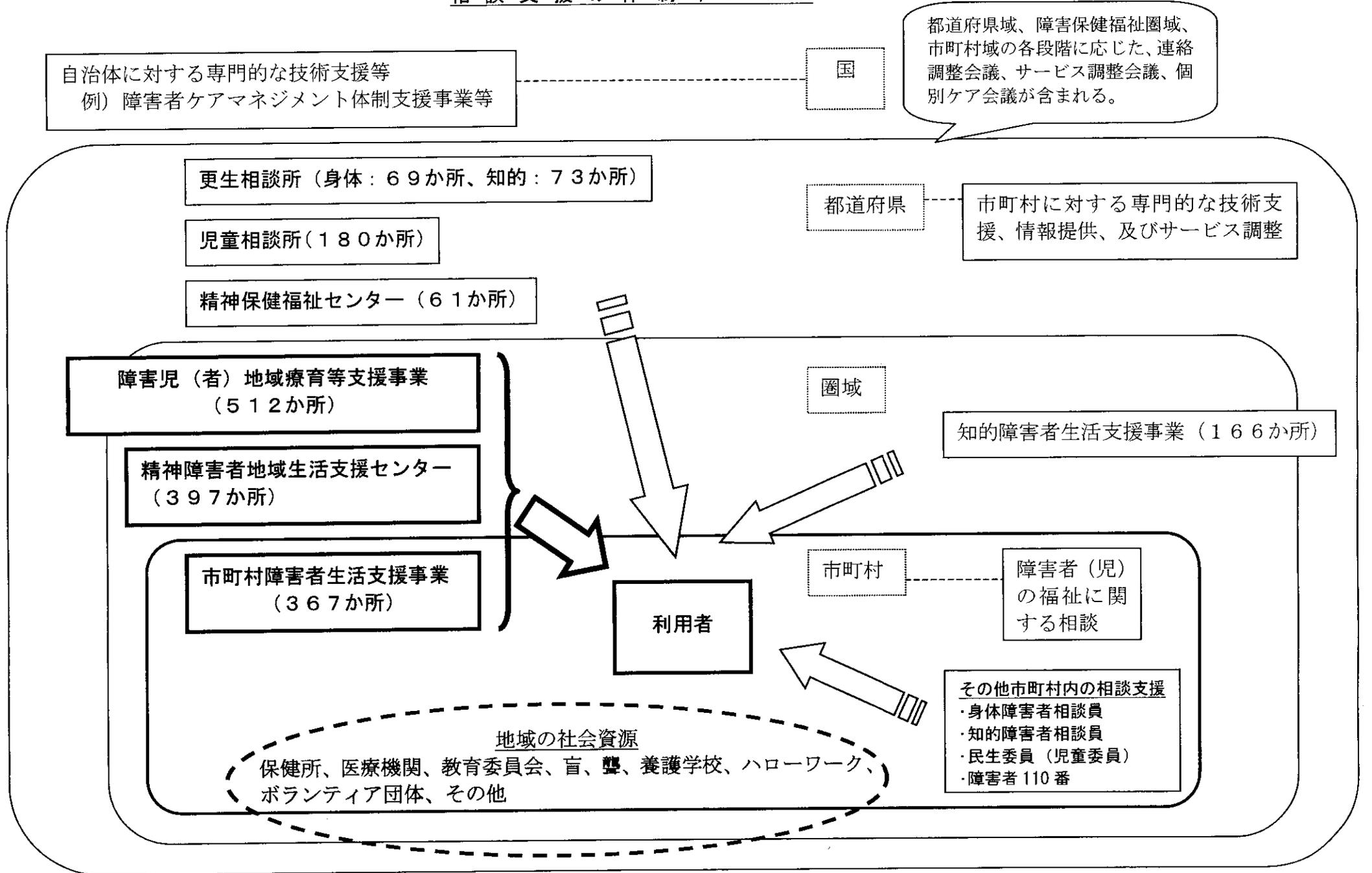
②障害者ケアマネジメントは、市町村が自ら実施するか、都道府県及び市町村が委託している相談支援事業において実施する。

③障害者ケアマネジメントは、福祉事務所、更生相談所、保健所及び精神保健福祉センターにおける相談業務においても活用すべきである。

## 2. 議論が必要と考えられる事項

- ① 支援費制度の円滑な運営と障害者の地域の中での自立生活の一層の促進が図られるよう、相談支援及び地域生活支援体制の拡充について支援をすることが必要。
- ② 関係者のケアマネジメントへの認識は低く、相談事業も障害種別ごとに行われているなど相談支援に関する取り組みが不十分。
- ③ 障害者ケアガイドラインの趣旨に沿って、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を行っている地域が少ない。
- ④ 障害者福祉におけるケアマネジメントの位置づけについてどう考えるか。また、支援費の支給申請・支給決定と相談支援、ケアマネジメントの関係についてどう考えるか。
- ⑤ 相談支援を行う事業者は、中立的な立場でケアマネジメントに携わることが望ましい。
- ⑥ ケアマネジメントの実施主体はどうあるべきか。
- ⑦ ケアマネジメント従事者を資格化する必要があるのではないか。
- ⑧ 障害者ケアマネジメントも、介護保険制度におけるケアマネジメントと同様に事業として位置づける必要があるのではないか。
- ⑨ セルフケアマネジメントについてどう考えるべきか。
- ⑩ 地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善等を行うサービス調整の仕組みや位置づけをどう考えるべきか。

相談支援の体制イメージ



## 支援費制度移行後の障害者（児）福祉施策の 問題点と今後の方向性について

平成15年11月14日  
全 国 知 事 会

本年4月に施行された支援費制度については、当事者の選択による障害者福祉サービスの提供を可能とし、また、地域生活支援を大きな柱とする制度として発足したものであり、実施主体である市町村において、積極的に制度の普及に向けた取組みが行われているところであるが、その円滑な施行という点で問題が生じている。とりわけ安定的な財源の確保に関しては、制度施行の初年度でありながら、その存続自体が危ぶまれかねない憂慮すべき事態となっている。支援費制度の理念の実現及び安定的運営を確立するため、国は、制度の実施状況の把握と地方団体の意見を踏まえ、財源の確保をはじめとした対応を早急に図るよう強く求める。

### 1 サービスの基盤整備について

- ・グループホームについては、地域生活への移行推進の柱として、事業者からの要望が大幅に増加しているものの、今年度の国庫補助の見通しが不透明なことから、新規の指定を控える動きがある。
- ・デイサービスやホームヘルプサービスについては、事業者新規参入の少ない地域や、一定程度の事業者が確保されていても障害者への対応困難等を理由に実質的に利用を受け入れない事業者が散見されるなど、サービスを実質的に「選択」できない状況がある。
- ・国の責任において財源を確保し、2分の1相当額を確実に市町村に助成するとともに、障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべきである。
- ・介護保険の指定事業者の参入を促すための報酬単価設定の見直しや、事業者指定要件緩和、従事者の資質の向上を図るための研修課程の設置などが必要である。
- ・制度に狭間が生じている中高生へのデイサービスの対象者の拡大など、障害別、法別の壁を取り払い、相互にサービスを利用できる仕組みとしていくことが望ましい。

### 2 サービス利用にかかる仕組みの整備について

- ・障害者のサービス利用にあたっては、ケアマネジメントの手法が重要な役割を担うが、制度上位置づけられておらず、適切な支援が得られない場合が生じている。障害者への相談支援を円滑に行うことができるよう、障害者ケアマネジメント従事者を支援費制度に明確に位置づけ、その運営にかかる費用保障の仕組みを設けるとともに、十分な専門性を確保することが必要不可欠である。
- ・市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業については、事業が十分に浸透する前に一般財源化されたこともあり、未設置圏域が多く、事業の拡充が困

難な状況となっている。相談支援体制について、3障害を統合した総合的な相談支援体制の充実強化が望まれる。

- ・ホームヘルプサービス事業については、支給決定のガイドラインが示されていないことにより、支給にあたっての解釈が分かれ（特に移動介護における余暇活動の支援）、市町村間での格差や混乱が生じている。したがって、国においては、より具体的な判断基準を作成することが必要である。

### 3 ホームヘルプサービス国庫補助基準について

- ・ホームヘルプサービスは、障害者の地域生活を支援する上で根幹となる事業であり、どの市町村においてもその事業量が伸びているため、サービス提供量に見合った財源をどう確保するか各自治体は苦慮している。
- ・国庫補助基準額案が示されたことを受け、一部の自治体では、これに合わせてサービス量の上限を設定したことから、利用者から不服申立てが多数出されているという状況も生じている。今年度の予算内示の状況によっては、さらに支給決定に消極的になる市町村が出てくるものと予測される。
- ・今後ともホームヘルプサービスに対するニーズは増加することが想定されているが、ニーズの増加に見合う国庫補助金の確保が十分でない場合、支援費制度への信頼性が揺らぐこととなる。
- ・国庫補助基準について、国は「国庫補助基準は市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人のサービスの上限を定めるものではない」としているが、支給量決定の仕組みと補助基準の間には整合性を持たせるべきである。
- ・市町村が支援費の支給決定を行うための具体的な基準と、それに対応した補助基準を定めるべきである。その際、障害の特性に応じた配慮を十分行うことが必要である。
- ・今年度の国庫補助額の配分に関する考え方が示されたが、ホームヘルプサービス事業費等について、事業実施主体である地方自治体に一方的に負担を押しつけるものとなっており、とうてい納得できるものではない。サービス拡大に積極的に取り組んだ自治体の努力を削ぐ結果にならないよう、必要があれば補正予算を計上するなど、国において財源を確保するよう強く求めるものである。

### 4 その他

- ・地域生活の継続を支え、施設から地域生活への移行を促進するためには、サービス基盤の拡充が不可欠であるが、居宅サービスの維持・拡充を図るうえで、安定した財源の確保が重要な課題となっている。制度発足初年度において、多額の財源不足を生じている事態に関しては、制度の円滑な施行について重大な懸念を抱かざるを得ない。国は十分な財源を確保し、制度設計にかかる責務を果たすべきである。
- ・また、高齢者と障害者の垣根を超えて、それぞれの福祉サービスの充実及びその財源確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見直しの議論の中で、十分な議論が行われるよう求めたい。

しょうがいしゃ（児）のちいきせいかつしえんのあかたかんのけんとうかい（だい10回）かいぎぎよう  
 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第10回）議事概要

1 にちじ  
 日時

へいせい ねん がつ にち か じ ふん じ ふん  
 平成15年10月28日（火）10時00分～12時05分

2 ばしょ  
 場所

こうせいろうどうしょう かいせんようだい かいぎしつ  
 厚生労働省17階専用第18～20会議室

3 しゅつせきしゃ  
 出席者

いいん えぐさざちよう いたやまざちようだいり ありとめいいん あんどういいん おおくまいいん おおたいいん おおたにいいん おおはまいいん  
 （委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、  
 きようごくいいん ささかわいいん さとういいん たかはしいいん たけなかいいん たにぐちいいん なかにしいいん はやざまいいん むらかみいいん  
 京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、  
 むろさきいいん もりさだのりいいん もりゆうじいいん やまじいいん  
 室崎委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員

こうせいろうどうしょう こじましゃかい えんごきょくちよう しおたしょうがいほけんふくしぶちよう むらまきかくちよう たかはらしょうがいふくし  
 （厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉  
 課長、今井障害者雇用対策課調査官

4 ぎじ  
 議事

(1) ちいきせいかつ ささ たいけい あかた しゅうろうしえん す どう せさく  
 （1）地域生活を支えるサービス体系の在り方について（就労支援、住まい等の施策について）

しりよう およ もと じむきょく せつめい おこな ご いけんこうかん おこな  
 資料1及び2に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

たけなかいいん なかにしいいん しりよう ていしゅつ せつめい  
 竹中委員、中西委員から資料が提出され、説明があった。

しょうがいしゃ（児）のちいきせいかつ いこう すず けんとうかだい ついか してき しえん  
 障害者（児）の地域生活への移行を進めるため、検討課題の追加の指摘のほか、支援ニーズに

おう しょうがいしゃせさく かんが ひつようせい ふくしせさく こよう じゅうたくせさくとう いっそう れんけい もと  
 応じた障害者施策を考える必要性や、福祉施策と雇用・住宅施策等との一層の連携を求める

いけんとう だ  
意見等が出された。

## (2) 報告事項

しりょう もと じむきょく きょたくせいかつしえん りようじょうきょうちようさ けっか ほうこく おこな  
資料3に基づき、事務局が、居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果の報告を行った。

ありとめいいん とうきょうと がつ きょたくかいごしえん りようじょうきょう ほうこく こ  
また、有留委員から、東京都4～6月の居宅介護支援の利用状況について報告があった。その後、

いけんこうかん おこな  
意見交換を行った。

## (3) その他

ねんど ほんど ホームヘルプサービス予算の執行の状況等を明らかにすべきという意見が委員から

あり、事務局から次回報告することとされた。

## 5 主な意見

じえいぎょう いとな しかくしょうがいしゃ はいりよ ひつよう  
○ 自営業を営む視覚障害者への配慮が必要。

しよくぎょう いっばんしゅうろう ふくしこうじょう こよう  
○ 職業リハビリテーションにより、一般就労や福祉工場での雇用につなげていくことが

必要。また、更生施設、授産施設等の多様な実態を踏まえて、今後の施策体系を切り換えてい

くことが必要。企業が福祉工場のメリットを活かせるようにするなど、一般雇用と福祉的就労

せんび かんが なお ひつよう  
の線引きを考え直すことが必要。

しゅうろう す い もの うつわ もんだい たと ふくしてきしゅうろう いっばんしゅうろう  
○ 就労、住まいとも、「入れ物・器」の問題ではなく、例えば、福祉的就労から一般就労へ

いこう かいはつ きのう ぎろん  
移行させるシステムをどのように開発するかといった「機能」の議論をすべき。

しょうがいしゃ はたら ぎょうせい ちから かのうせい ひろ かつどう もの きぎょう  
○ 障害者が働くことを、行政の力だけでなく、その可能性を広げようと活動する者と企業の

参画により支援することが重要。

- この検討会は、官と民や、障害を持つ人と持たない人との対決の場ではなく、人が生きていく上で何が必要なのかを議論する場である。その際、介護を受けながら働こうと思えば働ける人と、重症心身障害者のように働きたくても働けない人とを分けて議論すべき。
- 障害者雇用率を満たしていない事業者が多く、また、特に視覚障害者や重度障害者の雇用が進んでいない。企業が障害者の雇用を進めていくために、行政が強い指導を行うことも必要。
- 授産施設から一般就労への移行が極めて少ない一方で、一般就労から授産施設、小規模通所授産施設、小規模作業所へ流動する傾向がある。一般就労に結びつく者と、施設の中で就労し、生活費を得る者とを分けて施策を考えてもよいのではないか。
- 障害者就業・生活支援センターがきめ細かなサービスを行えるよう、その実施主体を市町村にするべき。また、施設から地域への流れを具体的に作り出す裏付けとして、グループホームの創設に際してのイニシャルコストの支援が必要。
- 親亡き後、当事者に残された家をグループホームとして活用している例がある。また、高齢者向けの施策であるシルバーハウジングやシルバー人材センターなどを横断的に、障害者も対象としていくなど、地域の限られた資源を活用するという視点が重要。
- 就労支援について、規模が小さい職場におけるコミュニケーションの支援や、障害者と家族

ちいき ちょうせい せいかつしえん かん しえん まのう ふじゆうぶん きょういく こよう  
や地域との調整など、生活支援に関する支援の機能が不十分ではないか。また、教育と雇用  
せさく れんけい ひつよう  
施策との連携も必要。

○ こうえいじゆうたく ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ たんしんにゆうきよ じゃくねんれいそう にゆうきよ み  
公営住宅について、知的障害者、精神障害者の単身入居や若年齢層の入居について、見  
なお ひつよう  
直しが必要。

○ しょうがいしゃ とう にゆうきよ ばあい やちんほじょ ひつよう ちてきしょうがいしゃせいかつしえん  
障害者がグループホーム等に入居する場合の家賃補助が必要。また、知的障害者生活支援  
センターは、つうきんりょう だけでなく、りよう しやすい場所につくってほしい。

○ とうきょうと じゅうらい たか すいじゆん ていきょう しえんひ  
東京都においては、従来から高い水準のホームヘルプサービスを提供してきたが、支援費  
せいど ぜんしんせいしょうがいしゃ にちじょうせいかつしえん いっそう ていきょうりょう  
制度になって、全身性障害者への日常生活支援をはじめとして、より一層サービス提供量が  
ぞうか  
増加している。

○ いま ぜんしょうがいしゃ し りようしゃすう すく せんざいてまりようしゃ こうりよ こんご  
今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮すると、今後、  
ぞうだい み こ こんねんど らいねんど よさん ぎろん す ぼっぼんでき せいど みなお  
その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まされず、抜本的な制度の見直し  
ひつよう いま う ひと なつとく かく かえ ひろ いみ  
が必要。今サービスを受けている人たちが納得することだけを繰り返すことは、広い意味で  
ふこうへい けっか  
不公平な結果をもたらすのではないか。

## 6 こんご よてい 今後の予定

がつ か にち がつ にち おこな よてい  
11月14日、26日、12月12日に行う予定。

(い じょう  
以上)